様式第六十六号（第百三十九条関係）（平26農水令58・全改、令元農水令10・令２農水令83・一部改正）

許可番号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は名称

事業所の名称及び所在地

修理区分

許可の有効期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の２第１項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

年　月　日

農林水産大臣　　氏　　名

（日本産業規格Ａ４）